

個人情報に記載した書類の誤送付について

このたび、当センターにおいて、患者の個人情報が記載された入院外来診察申込書（以下「申込書」という。）と診療情報提供書（以下「提供書」という。）を誤送付するという事案が発生しました。

このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、患者ID、診療科、診療情報

2 事案の経過

○令和6年6月21日（金）

- ・医師事務作業補助者（非常勤職員）は、患者の診察終了後に、医師が作成した提供書を元に申込書を作成したが、誤って、本来とは違う医療機関Yの申込書を選択し、出力した（提供書の宛名欄には、正しい医療機関Xの名称が入力されていた）。
- ・医師事務作業補助者は、申込書と提供書を、地域医療連携室のクラーク（以下「地域クラーク」という。）に渡した。
- ・地域クラークは、申込書と提供書の氏名・生年月日等の個人情報は照合したが、宛名欄の医療機関名称は照合せず、申込書に入力されている医療機関Yへ両方の書類をファックスで送った。
- ・医療機関Yから、自機関の患者ではない患者の書類が誤送付されていると架電があり、応対した地域クラークが謝罪するとともに、書類を破棄するように依頼し、破棄されたことを確認した。
- ・改めて医療機関Xに、患者の申込書と提供書をファックスで送付した。
- ・地域クラークの上長は、患者に架電し、本事案の経緯を説明するとともに謝罪した。

3 誤送付の原因

- ・医師事務作業補助者が、誤って、本来とは違う医療機関Yの申込書を選択し、申込書を作成したため。
- ・地域クラークが、申込書と提供書の宛名欄の医療機関名称を照合せず、申込書の宛名欄の医療機関に送付したため。

4 再発防止策

○事案発生部署に対し、以下の点を改めて周知した。

- ・患者の書類を作成および送付する際は、患者の氏名、ID、送付先の名称等に誤りがないか、複数人によるダブルチェックを行うこと。